

県南の養豚場における肥育豚の死亡事案について

畜産振興課

横手市の養豚場において豚が多数死亡している事実が確認された。
原因については、豚回虫症と常在菌の複合感染を直接要因とし、適切な処置を施さないまま放置したためと特定した。
今回の事案を踏まえ、畜産農家に対し、異常時の早期通報と法令遵守の徹底を図る。

1 発生農場

- (1) 横手市雄物川町の養豚場
飼育規模は、肥育豚 約800頭（通常時）
- (2) 預託者は、J A全農北日本くみあい飼料(株)（本社：仙台市）

2 経緯

- (1) 10月15日 北日本くみあい飼料が、死亡事故の多発を確認
- (2) 10月19日 畜産振興課、南部家畜保健衛生所が現地確認
 - ・死亡:349頭（7月:110頭、8月:150頭、9月:80頭、10月:9頭）
 - ・豚コレラ等の悪性伝染病の陰性が確認されるまで移動自粛を要請
（同日、悪性伝染病の陰性を確認。原因の特定を継続。）
- (3) 10月20日 横手保健所、南部家畜保健衛生所、横手市が現地確認
- (4) 10月26日 死亡原因を特定、記者会見・公表

3 対応状況

- (1) 死亡原因の特定について
 - ・劣悪な環境の中で豚回虫を基礎疾患として、体調が悪化したところに二次的に常在菌による感染を受け死亡したと特定。
（多数の死亡は、初発以降、適切な処置を施さず放置したことが要因。）
 - ・豚回虫は豚特有の寄生虫で、通常人への感染無し。
 - ・豚コレラや口蹄疫などの悪性伝染病、その他、人や他の畜産農場に感染するような伝染病は全て陰性。
- (2) 死亡畜の不適切処理について
 - ・農場敷地内の堆肥中に死亡豚を放置していた事実を確認。
 - ・許可を得た死亡獣畜取扱場以外での埋却等を禁止する「化製場法」に違反する疑いがあり、横手保健所が横手警察署と連携しながら調査中。
- (3) 北日本くみあい飼料に対する指導について
 - ・当該農場はもとより、県内の預託農場全てについて、異常時の早期通報と衛生管理の徹底を強く指導。

4 今後の対策

- (1) 全県の畜産農家を対象とした研修会等を開催し、改めて法令遵守と異常時の早期通報の徹底を図る。
- (2) 畜産農家全戸を対象とした年1回の巡回指導を2回に増やすほか、管理獣医師との意見交換や電話による異常の有無の確認を定期的を実施する。
- (3) 堆肥中に放置されている死亡畜については、直ちに受け入れできる埋却施設が近隣にないことから、悪臭防止や汚水流出等が無いよう保健所の立ち会い確認の下で、預託管理者が北日本くみあい飼料の協力を得ながら、県内の産業廃棄物処理業者に搬出する予定である。